

第16回著作物複製実態調査 説明会

調査主体：公益社団法人 日本複製権センター（JRRC）
調査実施：一般社団法人 日本能率協会（JMA）

2025年9月3日（水） ①11:00～、②14:00～

I 挨拶

II 実態調査の実施方法等について

III 質疑応答

I 挨拶

II 実態調査の実施方法等について

III 質疑応答

1 調査について

- 本調査は、貴団体と締結させていただいている「著作物複写利用許諾契約書」「著作物複写及び電磁的複製利用許諾契約書」「著作物複製利用許諾契約書」第5条に規定する実態調査です。
- 本調査はサンプル調査であり、ご協力いただく方は、JRRCのご契約者の中から**無作為に抽出**しております。ただし、連続でご協力をいただくこととなり、特定の方の負担が大きくなるようにしております。
- 調査結果は**統計的に処理**され、個々の調査内容が**外部に漏れることは一切ありません**。
- 本調査は、JRRCの契約の遵守を確認するものではなく、複製の記録をご提供いただくことで、**使用された著作物の著作権者に使用料を適正にお渡しすること**を目的としています。
- JRRCの許諾範囲を超える利用をされる場合（JRRCの管理著作物以外の媒体の利用、JRRCと契約している複製範囲・共有範囲を超える利用）には、著作権者に許諾を得て著作物を利用していただきますようお願いいたします。

(参考) JRRCの許諾範囲について

●JRRCの許諾範囲は、以下の1～3の全てを満たすものです。

1. 日本国内の著作物で、JRRCが管理している著作物であること。
なお、主な分野は以下のとおり。
 - ・書籍、単行本
 - ・学術雑誌
 - ・雑誌、定期刊行物
 - ・新聞
2. 紙から紙、もしくは紙から電磁的媒体（PDF等）への複製であること。
3. 複製の範囲が、小部分、少部数、小規模であること。
 - ・小部分：出版物全体の30%又は60頁のいずれか少ない方を超えないこと
 - ・少部数：紙から紙への複製が、30部以内であること
 - ・小規模：電磁的複製された著作物の利用者が40名以内であること

●新聞のクリッピング*に該当する複製は、JRRCの許諾範囲外です。

*新聞の記事を、組織的・継続的・反復的に複製し、情報共有等のために会社等の組織内で利用すること。一媒体の記事を、同一組織または同一部署の中で、概ね月5記事以上利用する場合は、クリッピングに相当します。

※管理著作物DB検索 <https://duck.jrrc.or.jp/bibliography/search>

**JRRCの許諾範囲内の複製か否かの判断が難しい場合や不明な場合は、
ご報告いただいた上で、JRRCにて判断させていただきます。**

1 調査について

- 皆様にご契約いただいている「包括許諾契約（簡易方式）」は、ご利用された著作物等のご報告を不要とし、従業員数や役職員数のご報告をもって、JRRCの管理する著作物にご利用いただける契約です。そのため、皆様の組織でどのような著作物が利用されたのか、把握ができません。
- しかし、本来、著作物を利用する際には、利用する著作物の対価を著作権者に支払う必要があります。そのため、皆様からいただいた使用料は、できる限り利用実績に沿って権利者に支払う必要があります。
- そこで、本調査を実施し、今回ご協力いただく皆様に一定期間複製の記録を取っていただき、それをJRRCにご提供いただくことで、その集計データを元に、権利者の方に著作物の利用実績に応じた使用料の支払い（分配）を行うことが可能となります。
- したがって、本調査で皆様からご提供いただく資料は、権利者に適正な分配を行うための重要な資料となります。
- お忙しいところ大変恐縮ですが、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

2 調査の概要

調査は、①紙調査と②タブレット調査があります。それぞれの調査の概要については、以下のとおりです。

①紙調査

対象：全てのご契約者様

- コピー機でコピー（紙への複製）を行う際、追加で1部コピーを行ってください。
- 追加分をとりまとめ、JRRCまで送付してください。
（例：2部コピーを行う場合、3部コピーし1部をJRRCに送付）
- コピーや送付に必要な費用については、JRRCにご請求ください。

②タブレット調査

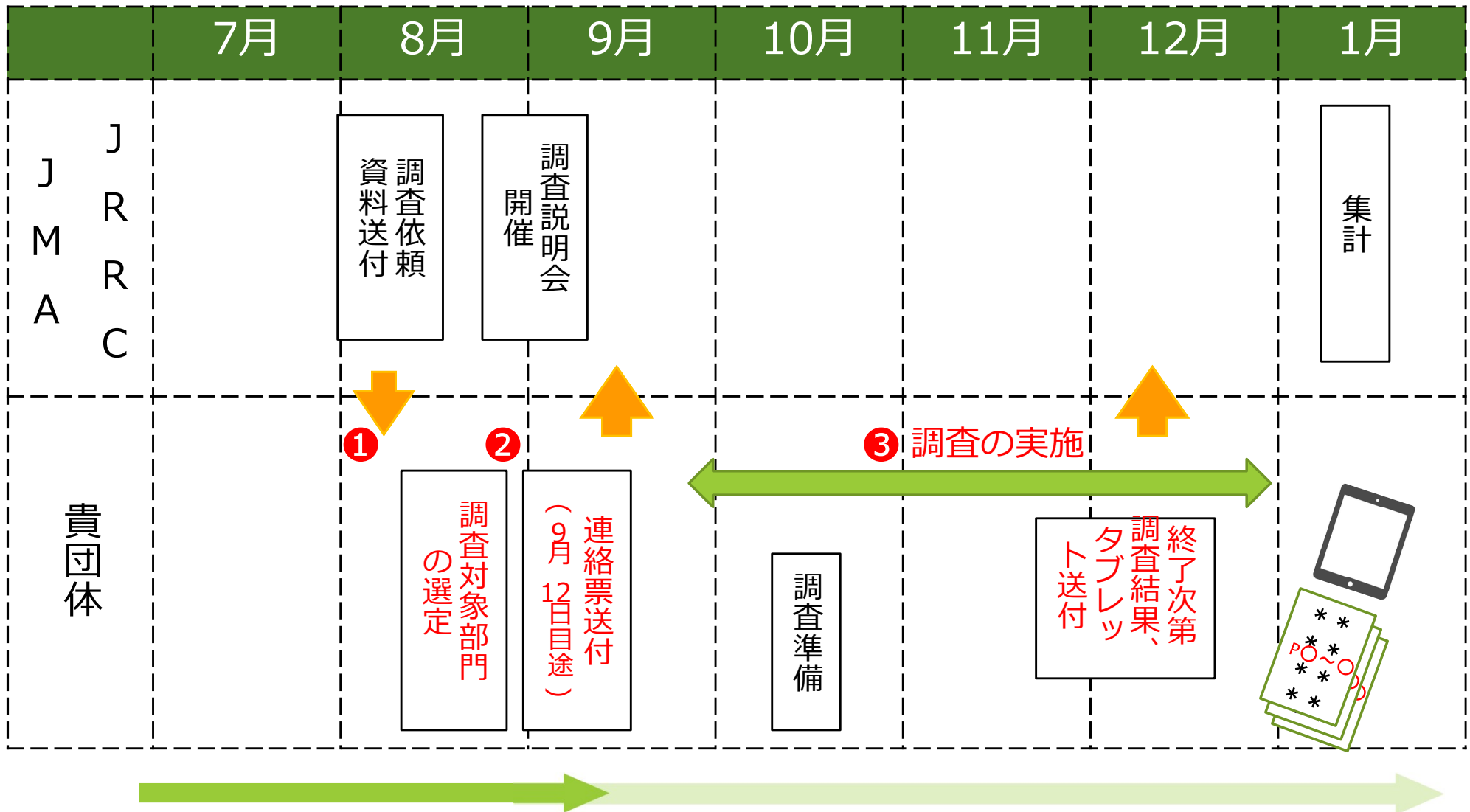
対象：5節のご契約者様

- コピー機でコピー（紙への複製）又はスキャン（PDF等への電磁的複製）を行う際、コピーをとる媒体をタブレットで撮影してください。
- タブレットは、JRRCから貸与します。



3 調査の流れ

調査は、概ね以下のスケジュールで行います。



4 調査対象部門の選定

スケジュール①：調査対象部門の選定

調査を行う部署は、貴団体の中で次のとおり選定を行ってください。

- 可能な限り、次の各部門のコピー機を含む形で選定してください。
 - ①内勤部門（総務、人事、経理、広報等）
 - ②外勤部門（営業、販売等）
 - ③研究開発部門、マーケティング部門
- 該当しない部門がある場合は、他の部門のコピー機でも構いません。
- 2部門にまたがってコピー機が設置されている場合は、そのコピー機を1箇所とし、合計2箇所分の選定をお願いいたします。
（例）内勤・外勤部門共同でコピー機を利用している場合は、
内勤・外勤部門で合計2箇所分の選定をお願いいたします。

スケジュール②：連絡票の送付

調査対象部署が決まりましたら、選定した部署及び担当者並びに調査実施希望期間を記入の上、JMAに連絡票を送付してください。

なお、調査票には紙調査用とタブレット調査用がありますので、選択される調査方式に応じたものを使用してください。

調査期間は、原則として以下のとおりです。これ以外の日程を希望する場合は、JRRC、JMAに相談をお願いいたします。

■ 調査実施期間 2025年9月～2025年12月

上記のうち、任意の連続する3週間

5 連絡票の送付

<ご記入いただく連絡票>

別添 2

第 16 回著作物複製実態調査

連絡票

本フォーマット（MS Word）は、JRRC のサイト（<https://jrcc.or.jp/chousa/>）に掲載していますので、ダウンロードの上、記入し、以下の送付先へメールしてください。

連絡票送付先：fukusei-research@jma.or.jp 日本能率協会 富間、松永 宛

1. 連絡先

貴団体名： _____

窓口担当者名	所属	Tel	e-mail

2. 他の著作権管理団体による調査実施の有無について

Q1 以下の著作権団体に所属していますか。（1つにチェック）

- ☐ 学術著作権協会（JAC） →Q2 へ
☐ 出版者著作権管理機構（JCOPY） →Q2 へ
☐ どちらも所属していない →3. 調査実施時期について へ

Q2（所属されている団体におたずねします）上記著作権団体が実施する複製実態調査に、今年度貴団体は対象となっていますか。（1つにチェック）

- ☐ 対象となっている →調査時期がすでに決まっている場合は、その時期を記載ください。
（ 月 日～ 月 日）
→4. 調査対象コピー機～ へ（3. 調査実施時期は記入不要です）
☐ 対象となっていない →3. 調査実施時期について へ
☐ 分からない →3. 調査実施時期について へ
（もし調査対象であることが判明し、調査時期が分かった場合は連絡ください。時期を合わせる等効率的な方法を検討します）

3. 調査実施時期について

調査期間を以下に記入ください。

9月～12月までの間で、連続した3週間（通常15営業日）を設定してください。

開始日	終了日
月 日 ()	月 日 ()

※タブレット調査の場合、端末機器在庫のため、日程の変更調整をさせていただくことがあります。

1

別添 2

第 16 回著作物複製実態調査

4. 調査対象コピー機設置場所について

採用する調査方法（紙調査・タブレット調査）によって、どちらかの表に記載してください。

※部署区分は、内勤部門、外勤部門、研マ部門（研究開発・マーケティング部門）またはこれらの組み合わせから選んでください。

【紙調査】

（コピー機が複数設置されている場合、その設置箇所を1つとします）

部署区分 (選択)	主に利用している部署名	設置台数	調査担当者 (窓口担当者兼務可)
例) 内勤部門	例) ○○部総務課	例) 3台	例) 複製 太郎
1 アイテムを選択してください。			
2 アイテムを選択してください。			
3 アイテムを選択してください。			

【タブレット調査】

（コピー機が複数設置されている場合、その設置箇所を1つとします）

部署区分	主に利用している 部署名	調査担当者 (窓口担当者兼務可)	タブレット端末機 送付先住所	送付先 tel
例) 内勤部門	例) ○○部総務課	例) 3台		
1 アイテムを選択してください。				
2 アイテムを選択してください。				
3 アイテムを選択してください。				

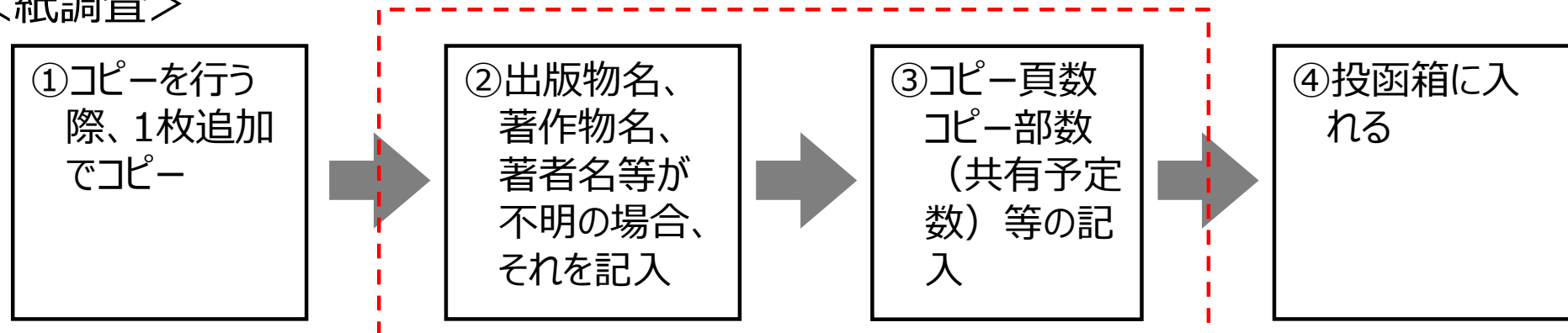
※連絡票は郵送にてお送りしているほか、JRRCのHPからダウンロードしていただけます。

2

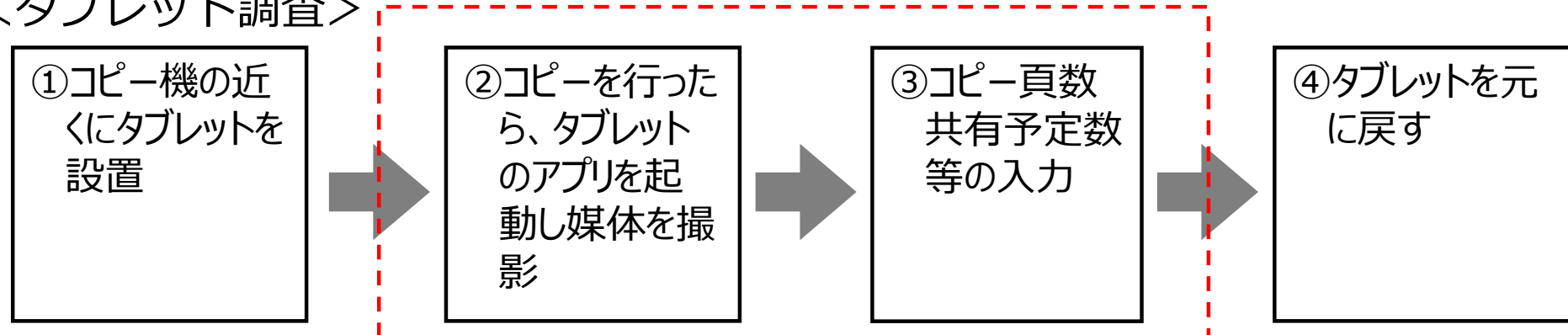
スケジュール③：調査の実施

調査期間中、従業員の皆様には、次の手順に従って複製の記録をお願いいたします。

<紙調査>



<タブレット調査>



7 情報の記入方法①

＜紙調査・新聞の例＞

電
20

複製新聞

(13)

JRRCCの使命と役割

使命と役割使命・・・著作物の適正な利用を通行して学術および文化の発展と言及に寄与する役割・・・著作権者の適切な権利保護の利用者の利便性向上を図る目的・・・著作物の公正な利用や適切な流通を促進する等とともに著作権思想の普及を目指すJRRCCの事業JRRCCは上記の目的を実現するため、次の3つの事業を

おこなっています。

1. 複製に係る権利行使の委託を受けた著作権者の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の受領・分配に関する事業
2. 著作権思想の普及及び調査研究に関する事業
3. 著作権の利用に関する相談、助言に関する事業

事業事業概要【著作権の複写利用について】

（事業1について）
個々の著作権者の連絡先を調べ、許諾を得ることは容易ではありません。JRRCCは、著作権の利用に係る困難さや不便さを解消するため、「紙から紙への複写およびFAX送信」（以下、「複写等」）に関する権利について、権利者からの委託を受け、利用者から簡便な手続きで著作権の複写等を適法に行うことができるよう、集中的な管理事業を行っているほか、著作権の保護と著作権の適正な利用の実現を目指した活動を行なっています。管理事業の流れは、概ね以下のとおりです。

1. JRRCCは、あく著作権者等から複写等に関する権利行使の委託を受け、それを管理し、
2. 利用者との間に、複写利用許諾契約を締結し、複写使用料を受領し、
3. 受領した使用料を権利委託者に分配しています。

↑上記コピー例では、わかりやすくするため記事の部分のみ切貼していますが、実際のコピーでは紙面全体がコピーされます。

コピーした部数（電磁
的複製の場合は共有予
定数）を記入してくだ
さい

電磁的複製（PDF等）の
場合、「電」を記入して
ください

コピー部分だけでは媒体名が不明な場合、媒体名を記入してください

7 情報の記入方法②

<タブレット調査・書籍の例>

JRRC マガジン特別編集
実務者のためのコラム集Ⅰ 発行にあたり

ご契約者 各位

いつも JRRC に格別のご高配をいただき、誠にありがとうございます。

さて、JRRC では、毎月発行しております JRRC メールマガジンに連載中の、2つの著作権に関するコラムに関し、読者の皆様から非常に好評をいただいております。

寄稿者の一人であり、また、JRRC 理事長でもあります半田正夫は、一昨年青山学院理事長を退職後、TMI 総合法律事務所の顧問弁護士として活躍中ですが、文化庁の著作権審議会委員を長らく務めた著作権業界の第一人者であり、また、法学会の第一人者でもあります。

その長年の著作権に係る豊富な経験の下に、現在、JRRC メールマガジンに「著作権の泉」というテーマで毎月著作権に係るコラムを寄稿していただいております。

一方、もう一人の寄稿者である山本隆司弁護士は、ニューヨーク州弁護士の資格を持ち、数米米国で弁護士業務を行った後、日本でインフォテック法律事務所を開設し、以降文化庁の著作権審議会委員としてもご活躍しています。

日本の著作権法だけでなく、米国著作権法や米国の著作権侵害訴訟例等にも精通した著作権についての国際的な専門家です。

山本弁護士には「著作権談義」というテーマで、日本だけでなく、諸外国の著作権事情についても寄稿していただいております。

このたび JRRC といましては、毎月著名なお二人の寄稿文を、単にメールマガジンの読者に読み物としてご提供するだけでなく、JRRC のご契約者様にも著作権に関する資料として広くお目を通していただきたいとの趣旨から、小冊子に取り纏め、ご提供させていただくことといたしました。

タイトルを、「一著作権の基礎から最新情報まで～実務者のためのコラム集Ⅰ」と銘打って、第 15 話までを集めた小冊子としております。

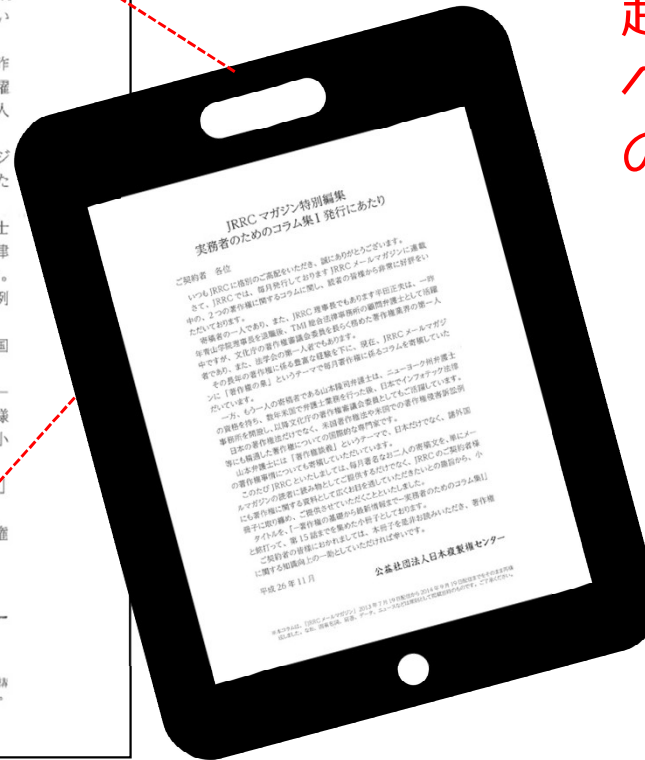
ご契約者の皆様におかれましては、本冊子を是非お読みいただき、著作権に関する知識向上の一助としていただければ幸いです。

平成 26 年 11 月

公益社団法人日本複製権センター

※本コラムは、「JRRC メールマガジン」2013 年 7 月 19 日配信から 2014 年 9 月 19 日配信までをそのまま再構成しました。なお、固有名称、肩書、データ、ニュースなどは原則として掲載当時のものです。ご了承ください。

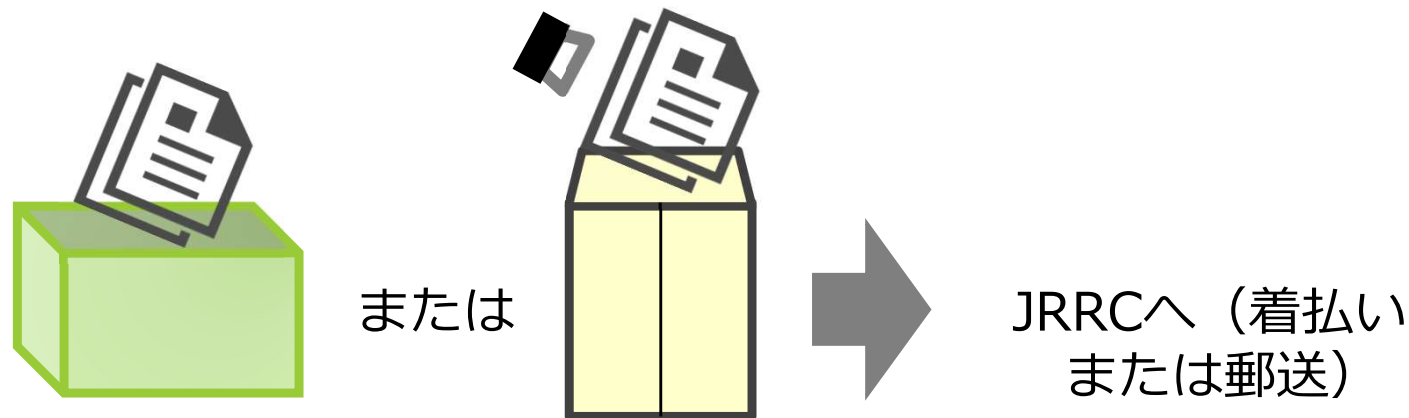
コピー機でコピー（複写）又は
スキャン（電磁的複製）を行った後、
タブレットの「JRRC アプリ」を
起動し、スキャンした
ページの撮影と必要事項
の入力を行ってください。



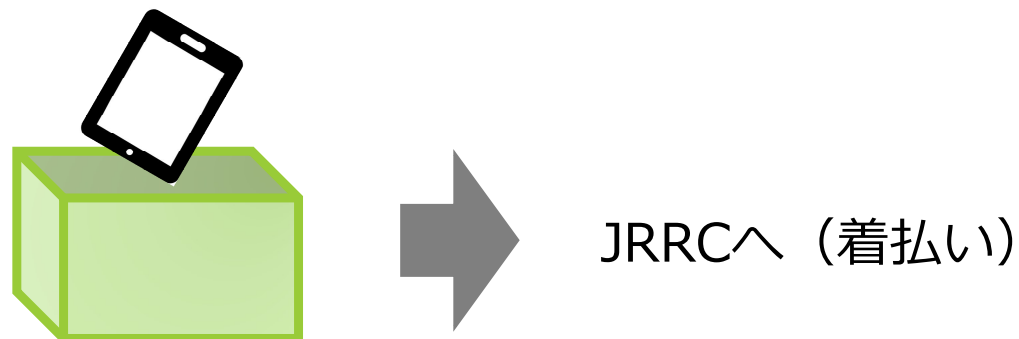
8 調査結果の送付

調査が終了しましたら、調査コピー用紙／タブレット（調査結果）をJRRCにお送りください。

紙調査の場合は、**部門別に区別して**、投函箱をそのまま、あるいは枚数が少ない場合は、まとめて封筒で送付いただいても構いません。



タブレット調査の場合は、受領時の段ボールにタブレットを入れご返送ください。



9 ポスターの活用

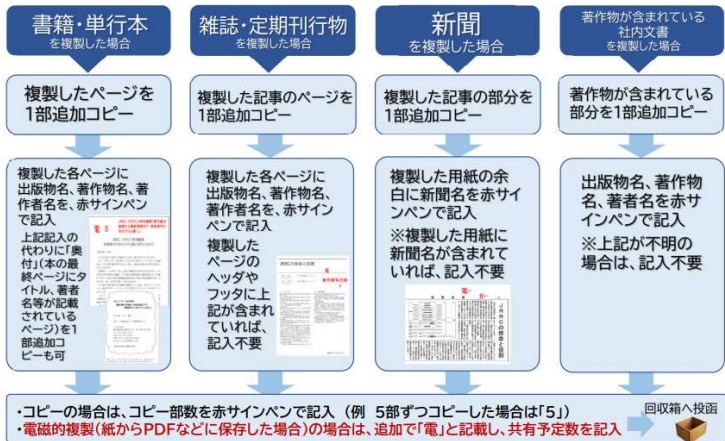
JRRCのHP (jrrc.or.jp/chousa/)に、左のような調査の流れなどを表したポスター（PDFファイル）を掲載しています。

配布または印刷してコピー機のそばに掲示する等ご活用ください。

【紙調査方式】

第16回 著作物複製実態調査 ご協力をお願い

- 調査趣旨** 本調査は、貴団体と公益社団法人日本複製権センター（JRRC）が締結している「著作物複製利用許諾契約」「著作物複製及び電磁的複製利用許諾契約」「著作物複製利用許諾契約書」※第5条に基づき、貴団体のコピー機で複製されている著作物とその複製量について調査をさせていただきます。
- 本調査は、著作権者の方への使用料の分配の基礎となる重要な調査となります。調査の趣旨をご理解の上、下記の手順にて調査にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。
- ※貴団体において、一定の条件の下、JRRCが管理する著作物を複製し、内部で共有することができる契約です。JRRCへの著作物の利用報告を不要としている代わりに、本調査への協力をお願いしています。
- 調査対象** JRRCの管理する書籍、単行本、雑誌、定期刊行物、新聞（官報・特許公報や海外の著作物は除く）対象に含めるべきかどうか判断に迷う場合は、対象に含めていただくか、日本複製権センター（下記参照）へお問合せください。
注：新聞におけるクリッピングサービスは対象外となります。
- 調査項目** ①出版社名（発行所名） ②出版物名（書籍、定期刊行物、新聞等の名称）
③著作物名（記事、論文等のタイトル） ④著者名（執筆者名、編者名翻訳者名）
⑤複製した箇所 ⑥コピー部数（電磁的複製の場合は共有予定数）
- 調査方法** 以下の複製・複製行為を行う場合、1枚追加でコピーし、必要事項を記入して投函箱に入れてください。
・調査対象となる著作物（本や雑誌、新聞等）を紙コピーする場合
・調査対象となる著作物（本や雑誌、新聞等）をスキャンし、PDF等の電磁的媒体に保存する場合



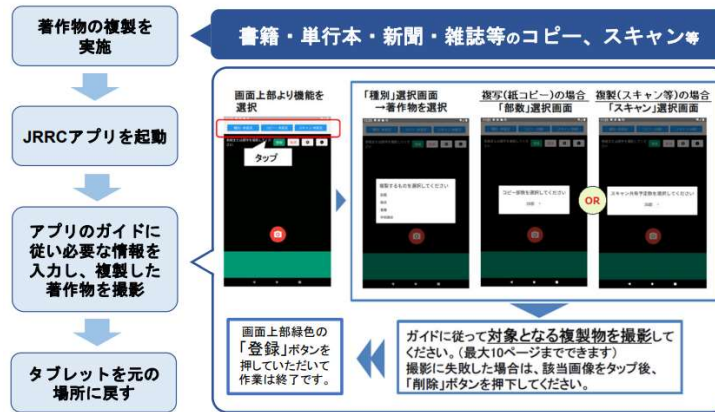
調査実施期間 月 日～ 月 日

問合せ先 調査趣旨：（公社）日本複製権センター jrrc_chousa@jrrc.or.jp 実態調査担当
調査実施：（一社）日本能率協会 fukusei-research@jma.or.jp 當間、松永

【タブレット調査方式】

第16回 著作物複製実態調査 ご協力をお願い

- 調査趣旨** 本調査は、貴団体と公益社団法人日本複製権センター（JRRC）が締結している「著作物複製利用許諾契約」「著作物複製及び電磁的複製利用許諾契約」「著作物複製利用許諾契約書」※第5条に基づき、貴団体のコピー機で複製されている著作物とその複製量について調査をさせていただきます。
- 本調査は、著作権者の方への使用料の分配の基礎となる重要な調査となります。調査の趣旨をご理解の上、下記の手順にて調査にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。
- ※貴団体において、一定の条件の下、JRRCが管理する著作物を複製し、内部で共有することができる契約です。JRRCへの著作物の利用報告を不要としている代わりに、本調査への協力をお願いしています。
- 調査対象** JRRCの管理する書籍、単行本、雑誌、定期刊行物、新聞（官報・特許公報や海外の著作物は除く）対象に含めるべきかどうか判断に迷う場合は、対象に含めていただくか、日本複製権センター（下記参照）へお問合せください。
注：新聞におけるクリッピングサービスは対象外となります。
- 調査項目** ①出版社名（発行所名） ②出版物名（書籍、定期刊行物、新聞等の名称）
③著作物名（記事、論文等のタイトル） ④著者名（執筆者名、編者名翻訳者名）
⑤複製した箇所 ⑥コピー部数（電磁的複製の場合は共有予定数）
- 調査方法** 以下の複製・複製行為を行う場合、備え付けのタブレットで撮影を行ってください。
・調査対象となる著作物（本や雑誌、新聞等）を紙コピーする場合
・調査対象となる著作物（本や雑誌、新聞等）をスキャンし、PDF等の電磁的媒体に保存する場合



調査実施期間 月 日～ 月 日

問合せ先 調査趣旨：（公社）日本複製権センター jrrc_chousa@jrrc.or.jp 実態調査担当
調査実施：（一社）日本能率協会 fukusei-research@jma.or.jp 當間、松永

I 挨拶

II 実態調査の実施方法等について

III 質疑応答